

大垣市デジタル地域通貨「ガキペイ」使用取引ガイドライン

(目的)

第1条

このガイドラインは、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第9条第3項第9号に規定する「市長が不相当と認める取引」を明確化し、加盟店における適切な運用を促進することを目的とします。

(基本的な考え方)

第2条

- 1 ガキペイは、地域経済の活性化及び市民の行政参画の促進を目的とした地域通貨であり、その趣旨に反する取引については使用を認めません。
- 2 未成年者の保護、公序良俗の維持、法令遵守の観点から、社会的に不適切と認められる取引についても使用を認めません。
- 3 本ガイドラインに明示されていない取引であっても、その趣旨に照らして不適切と認められる場合は、市長が個別に判断するものとします。

(使用できない取引の種類)

第3条

ガキペイが使用できない取引は、以下のとおりとします。

1 性的内容関連

- (1) 成人向け図書等（図書、雑誌、DVD・ブルーレイ・ビデオ等の映像作品を含む）の購入
- (2) アダルトゲーム、アダルトグッズ等の購入
- (3) 性的表現を主とする写真集等の購入
- (4) その他、性的内容を主とする商品又はサービスの購入

【判断基準】

- ・ 18歳未満への販売が法令等により制限されているもの
- ・ アダルトコーナーに区分陳列されているもの
- ・ 性的な表現が主たる内容又は目的となっているもの
- ・ 「成人向け」「18禁」等の表示があるもの
- ・ 性的快楽を目的とするもの

2 ギャンブル・射幸性関連

- (1) 宝くじ、toto、BIG等の購入
- (2) その他、偶然性に基づく金銭等の獲得を目的とする取引

【判断基準】

- ・ 賭博性を有するもの
- ・ 射幸心を著しく煽るもの
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨に反するもの

3 金融取引関連

- (1) FX取引、仮想通貨(暗号資産)取引等への投資資金の入金
- (2) 保険料の支払い
- (3) ローン、割賦払い、消費者金融等からの借入金の返済金
- (4) クレジットカードの利用代金の支払い
- (5) 後払い決済サービス(BNPL)の支払い
- (6) その他、金融商品の購入又は金融取引に係る支払い

【判断基準】

- ・ 投資性、投機性を有するもの
- ・ 債務の返済に該当するもの
- ・ 決済手段の対価としての支払いに該当するもの

4 転売・換金目的関連

- (1) 転売を目的とした興行チケット・乗車回数券等の購入
- (2) 明らかに転売目的と認められる同一商品の大量購入・反復購入
- (3) 正当な理由なく購入した商品を返品し、現金での返金を要求する取引
- (4) その他、ガキペイの現金化を主たる目的とする取引

【判断基準】

- ・ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高い商品を大量に購入する場合
- ・ 同一商品を短期間に反復して購入する場合
- ・ 購入後直ちに転売することが明らかな場合
- ・ 通常の消費行動とは認められない取引の場合

5 法令違反・違法性関連

- (1) 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の違法薬物の購入
- (2) 銃刀法に違反する刀剣類、銃器等の購入
- (3) 盗品、偽造品、模倣品、海賊版等の購入
- (4) 無許可または無承認の医薬品・医療機器の購入
- (5) その他、法令に違反する商品又はサービスの購入

【判断基準】

- ・ 法令により所持、製造、販売等が禁止されているもの
- ・ 必要な許認可を得ずに販売されているもの
- ・ 知的財産権を侵害するもの

6 悪質商法関連

- (1) 連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス)における商品購入費・参加費
- (2) 靈感商法による商品・サービスの購入
- (3) デート商法、キャッチセールス等による購入
- (4) 実体が不明確な商材、自己啓発セミナー等で詐欺的な手法を用いるものの参加・教材費
- (5) その他、消費者の判断を誤らせる手法により行われる取引

【判断基準】

- ・ 特定商取引法で規制される連鎖販売取引に該当するもの
- ・ 不実告知、断定的判断の提供等の不当な勧誘行為を伴うもの
- ・ 消費者被害を生じさせるおそれが高いもの

7 不動産関連

- (1) マンション管理費、修繕積立金
- (2) 不動産売買・賃貸の仲介手数料
- (3) 登記費用等の不動産取引に関連する費用
- (4) その他、不動産取引に付随する費用

【判断基準】

- ・ 不動産の権利関係に係る費用
- ・ 不動産の管理、維持に係る継続的な費用

8 無人店舗での取引

- (1) 無人店舗（無人となる時間帯も含む。）での商品購入
- (2) その他、従業員が対面による確認ができない店舗での取引

【判断基準】

- ・ 取引時に従業員による対面確認ができない
- ・ 店舗に設置した二次元コード（以下、「店舗用二次元コード」という。）の管理が適切に行われないおそれがある
- ・ 不正利用のリスクが高い

【注記】

- ・ 店舗用二次元コードの盗難、不正使用防止のため、無人店舗での取引は認めません。
- ・ 時間帯によって無人となる場合は、店舗用二次元コードを事務所に保管するなど適切に管理してください。

9 反社会的取引

- (1) 暴力団等反社会的勢力が関与する事業者との取引
- (2) 人身売買、臓器売買等の反人道的取引
- (3) 差別を助長する商品、サービスの購入
- (4) 著しく暴力的、残虐な表現を含み、社会的妥当性を欠くと認められる商品の購入
- (5) その他、公序良俗に反する取引

【判断基準】

- ・ 反社会的勢力との関係が疑われる事業者との取引
- ・ 人権を侵害するもの
- ・ 社会通念上著しく不適切と認められるもの

10 危険物・武器類関連

- (1) スタンガン、電撃装置等の購入
- (2) エアソフトガン、サバイバルゲーム用ライフル、モデルガン等の遊戯銃の購入
- (3) ボウガン(クロスボウ)等の購入
- (4) 催涙スプレー等の購入
- (5) 刀剣類の購入
- (6) その他、武器として使用されるおそれがある商品の購入

【判断基準】

- ・ 商品の主たる用途が一般の生活、活動において必要とされないもの
- ・ 法令上は適法であっても、犯罪に使用されるおそれがあるもの
- ・ 青少年の健全育成の観点から不適切と認められるもの

11 その他

- (1) 個人間での金銭授受、贈与の手段としての使用
- (2) 寄付・募金(市が認めたものを除く)
- (3) その他、地域通貨事業の公的性格に照らして社会的妥当性を欠くと市長が認める取引

【判断基準】

- ・ 商品、サービスの提供を伴わない金銭の授受
- ・ 地域経済の活性化という事業目的に合致しないもの
- ・ 公共の利益を害するおそれがあるもの
- ・ 住民の理解を得られないもの

(加盟店の責務)

第4条

- 1 加盟店は、本ガイドラインに定める使用できない取引について、ガキペイによる決済を受け付けてはなりません。
- 2 加盟店は、店舗用二次元コードを適切に管理し、盗難・紛失等が発生しないよう措置を講じなければなりません。
- 3 加盟店は、店舗用二次元コードの盗難・紛失等が発生した場合は、直ちに市に届け出なければなりません。
- 4 加盟店は、無人となる時間帯においては、店舗用二次元コードを撤去し、又は第三者が利用できないよう適切に管理しなければなりません。
- 5 加盟店は、本ガイドラインの解釈に疑義が生じた場合は、市に照会するものとします。

(利用者の責務)

第5条

利用者は、本ガイドラインに定める使用できない取引にガキペイを使用してはなりません。

(違反時の措置)

第6条

- 1 市は、加盟店が本ガイドラインに違反したと認めるとき、又は店舗用二次元コードの管理が不適切と認めるときは、当該加盟店に対し、改善を求めることができます。
- 2 市は、加盟店が上記の改善要求に応じないとき、悪質な違反を繰り返すとき、又は重大な違反があったときは、加盟店の認定を取り消すことができます。

(周知)

第7条

市は、本ガイドラインを市ホームページ等に掲載し、加盟店及び利用者への周知に努めるものとしします。

(見直し)

第8条

市は、社会情勢の変化、法令改正等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うものとしします。

(疑義の解釈)

第9条

本ガイドラインの解釈に疑義が生じたときは、市長が決定します。

附 則

このガイドラインは、令和8年2月16日から施行します。

◇【運用上の留意事項】

- 1 本ガイドラインは、加盟店及び利用者の協力により運用されるものです。
- 2 加盟店は、レジ担当者等への周知・教育を実施してください。
- 3 加盟店は、店舗用二次元コードの管理を徹底し、盗難・紛失・不正利用の防止に努めてください。
- 4 無人となる時間帯は、必ず店舗用二次元コードを撤去又は適切に保管ください。
- 5 第3条第1項「性的内容関連」及び第10項「危険物・武器類関連」の商品を取り扱う加盟店は、特に注意して運用してください。
- 6 市は、違反事例を把握した場合、加盟店に対して注意喚起や指導を行います。
- 7 悪質な違反が繰り返される場合は、加盟店認定を取り消す場合があります。